

(仮称) 柏原スマートインターチェンジ地区協議会規約

(名称)

第1条 本会は、(仮称) 柏原スマートインターチェンジ地区協議会（以下「地区協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 地区協議会は、(仮称) 柏原スマートインターチェンジ（以下「スマートIC」という。）の設置に向け、必要な検討・調整を行うとともに、供用後も継続して、その管理・運営形態等について、定期的にフォローアップすることを目的とする。

(検討・調整事項)

第3条 地区協議会は前条の目的を達成するために、主に次に掲げる検討・調整を行うものとする。

- ① スマートICの社会便益に関すること。
- ② スマートIC及び周辺道路の安全性に関すること。
- ③ スマートICの設置に伴う高速道路の利用交通量の変化に関すること。
- ④ スマートICの構造及び整備方法に関すること。
- ⑤ スマートICの管理・運営方法に関すること。
- ⑥ スマートICの利用促進方策に関すること。
- ⑦ スマートICに係る広域的検討結果の反映に関すること。
- ⑧ スマートICの名称に関すること。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、前条の目的の達成のために地区協議会が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第4条 地区協議会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

(会長等)

第5条 地区協議会には会長を置く。

- 2 会長は、柏原市長をもって充てる。
- 3 会長は、地区協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 地区協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 3 委員は、やむをえない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 会議は原則非公開とし、地区協議会の承認を得て会議資料及び会議録を公表する。

(幹事会)

第7条 地区協議会に、第3条の所管事項に関する専門的、実務的な検討・調整を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会長は柏原市都市デザイン部長をもって充てる。
- 4 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「地区協議会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事会長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 地区協議会の事務局は、柏原市都市デザイン部都市政策課に置く。

(補則)

第9条 この規約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて、別途協議の上処理するものとする。

附 則

この規約は、令和8年8月21日から施行する。

別表第 1

(仮称) 柏原スマートインターチェンジ地区協議会 委員名簿

所属・役職等
柏原市長（会長）
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課長
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所長
大阪府 都市整備部 道路室 道路整備課長
大阪府 都市整備部 八尾土木事務所長
大阪府警察本部 交通部 交通規制課長
大阪府警察本部 交通部 高速道路 交通警察隊長
大阪府柏原警察署長
西日本高速道路(株) 関西支社 総務企画部 企画調整課長
西日本高速道路(株) 関西支社 阪奈高速道路事務所長
柏原市商工会長

別表第 2

(仮称) 柏原スマートインターチェンジ地区協議会 幹事会 幹事名簿

所属・役職等
柏原市都市デザイン部長
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長補佐
国土交通省 近畿地方整備局 大阪国道事務所 地域調整課長
大阪府 都市整備部 道路室 道路整備課 課長補佐
大阪府 都市整備部 八尾土木事務所 建設課長
西日本高速道路(株) 関西支社 総務企画部 企画調整課 課長代理
西日本高速道路(株) 関西支社 阪奈高速道路事務所 統括課長